

島根県広域火葬計画

第1 総則

1 目的

この計画は、「島根県地域防災計画」、「島根県国民保護計画」及び「島根県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、災害等発生時における広域火葬の円滑な実施及び遺体の適切な取扱いを確保するため、島根県(以下「県」という。)、島根県内各市町村(以下「市町村」という。))及び島根県内で火葬場を設置する者(以下「火葬場設置者」という。))が行うべき事項を定める。

2 定義

- (1) この計画において、「災害等」とは、災害の他、武力攻撃事態及び新型インフルエンザ等の発生をいう。
- (2) この計画において、「広域火葬」とは、災害等により市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合において、県内及び県外の火葬場の協力を得て広域的に火葬を行うことをいう。

3 基本方針

県、市町村及び火葬場設置者は、広域火葬が必要となった場合は、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、本計画に基づき広域火葬を実施するものとする。

4 県、市町村及び火葬場設置者の役割

- (1) 県は、広域火葬を円滑に実施するため、必要な情報を一元的に管理し提供するとともに、市町村、火葬場設置者及び近隣県間の調整を行うなど必要な措置を講じる。
- (2) 市町村は、広域火葬を円滑に実施するため、市町村内の情報収集及び整理を行う。
- (3) 火葬場設置者は、県及び市町村と連携し、広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応する。

第2 災害等に備えた対応

1 火葬場及び連絡担当部局の把握

県は、次の事項を定期的に把握し、市町村及び火葬場設置者に情報提供するものとする。

- (1) 県内及び近隣県内の火葬場の名称、所在地、連絡先、火葬炉数、火葬炉の形式、火葬能力、使用燃料及びその他必要な事項
- (2) 市町村、火葬場設置者及び近隣県の広域火葬に係る連絡担当部局の名称、連絡先及びその他必要な事項

2 広域火葬実施体制の整備

- (1) 市町村は、災害等発生時における遺体の保存及び搬送体制、火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害等発生時における火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (3) 県は、前記(1)及び(2)に関して必要な協力等を行うものとする。

3 資機材等の確保及び関係事業者との協定締結等

- (1) 市町村は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。
 - ア 資機材等の確保

- ・ 災害等発生時における棺及びドライアイス等遺体保存剤並びに納棺等を行う要員の確保
 - ・ 災害等発生時における遺体安置所の確保
 - ・ 災害等発生時における火葬場までの、輸送車両、ヘリコプター、船舶等必要な搬送手段及び搬送経路並びに搬送を行う要員の確保
- イ 協定等の締結
災害等発生時における資機材等の確保及び遺体の搬送を目的とした葬祭業者、霊柩車運業者等の関係事業者又は関係団体との協定等の締結
- ウ 緊急通行車両の事前届出
遺体の搬送及び資機材の搬送に使用する車両に係る災害対策基本法第76条第1項の規定による緊急通行車両(以下「緊急通行車両」という。)の事前届出
- (2) 火葬場設置者は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。
- ア 資機材等の確保
災害等発生時における火葬に必要な燃料及び資機材並びに火葬要員の確保
- イ 協定等の締結
災害等発生時における火葬に必要な燃料及び資機材の確保を目的とした関係事業者又は関係団体との協定等の締結
- ウ 緊急通行車両の事前届出
資機材の搬送に使用する車両に係る緊急通行車両の事前届出
- (3) 県は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。
- ア 協定等の締結
市町村及び火葬場設置者を支援するための遺体の保存及び火葬に必要な資機材の確保並びに遺体の搬送の応援を目的とした関係事業者又は関係団体との協定等の締結

4 訓練等

- (1) 県は、市町村及び火葬場設置者等の協力の下に広域火葬の訓練を随時行うものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害等発生時を想定した訓練を随時行うものとする。

第3 災害等発生時の対応

1 広域火葬の実施体制

県は広域火葬が必要となった際は、県健康福祉部薬事衛生課(災害対策基本法に基づく県災害対策本部が設置されている場合は、同本部健康福祉部薬事衛生班とする。)に広域火葬の担当窓口を設置し、情報収集及び連絡調整にあたるものとする。

2 被災状況の把握

- (1) 市町村は、災害等発生後、速やかに市町村内の死者数及び平常時に使用している火葬場の被災状況等について把握するものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害等発生後、速やかに火葬場の被災状況、火葬要員の安否、出勤の可能性及び火葬能力等の把握を行い、県に報告するものとする。(別記第1号様式)
- (3) 県は、火葬場設置者からの報告等に基づき、広域火葬に必要な情報を集約し、被災市町村及びその他の関係機関に提供するとともに、国に報告するものとする。

3 広域火葬の応援、協力の要請及び調整

- (1) 県及び火葬場設置者は、県内又は近隣県内で災害等が発生したときは、速やかに協力体制を整え、積極的に対応するものとする。
- (2) 市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に広域火葬の応援を要請す

- るものとする。(別記第2号様式)
- (3) 県は、市町村からの応援要請、把握した被災状況及び火葬場の被災状況等に基づき、広域火葬の実施を決定し、市町村及び火葬場設置者に速やかにその旨を周知するとともに、国に報告するものとする。
 - (4) 県は、市町村からの応援要請に基づき、火葬場設置者及び必要に応じ近隣県に広域火葬の協力を依頼するものとする。(別記第3号様式)
また、さらに広域的に火葬を実施する必要が生じた場合は、速やかに国に協力を依頼するものとする。
 - (5) 県から広域火葬の協力依頼を受けた火葬場設置者は、可能な協力内容を県に回答するものとする。(別記第4号様式)
 - (6) 県は、火葬場設置者、近隣県等からの回答に基づき火葬場を割り振り、広域火葬の応援を要請した市町村(以下「被災市町村」という。)及び協力の回答のあった火葬場設置者又は近隣県等に通知するものとする。(別記第5号様式の1、別記第5号様式の2)
 - (7) 被災市町村は、県の割り振りに基づき、さらに遺体ごとに火葬場を割り振り、当該火葬場設置者と火葬実施方法等について、詳細を調整するものとする。
 - (8) 県及び火葬場設置者は、近隣県又は国から広域火葬の応援要請があった場合には、前記(4)、(5)及び(6)の規定を準用し、対応するものとする。

4 火葬要員の派遣要請等

- (1) 火葬場設置者は、火葬要員の不足により火葬場の稼動に支障がある場合は、県に火葬要員の派遣を要請するものとする。
火葬に必要な燃料及び資機材の確保が困難な場合にあっても同様とする。(別記第6号様式)
- (2) 県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者及び必要に応じ近隣県に対し、火葬要員の派遣について依頼するとともに、国にその旨を報告するものとする。
また、県は燃料又は資機材の確保のための手配の要請があった場合には、関係事業者及び関係団体に応援及び協力を依頼するものとする。

5 相談窓口の設置及び広域火葬の説明

- (1) 被災市町村は、火葬に係る相談窓口を設置し、住民へ広域火葬についての情報提供を行うものとする。
また、広域火葬を実施するに当たり、遺族に対して、その感情に十分配慮した上で、火葬場の選択の制限、火葬場までの遺体搬送における遺族の同乗制限及び焼骨の受け渡し方法等について説明を行うものとする。
- (2) 被災市町村は、自然死、病死等災害等以外の事由による遺体の火葬についても、広域火葬の対象とするものとする。

6 火葬に係る特例的取扱い

- (1) 被災市町村及び火葬場設置者は、迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後実施等、状況に応じた事務処理を行うものとする。
- (2) 県は、被災市町村から(1)に掲げる事務処理について協議があったときは、速やかに国に照会し、その結果を被災市町村に連絡するものとする。

7 遺体の保存及び搬送

- (1) 被災市町村は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合には、十分な数の遺体安置所を設置するとともに遺体保存に必要な資機材を確保し、遺体を適切に保存するものとする。
- (2) 被災市町村は、遺体安置所から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に搬送を行うものとする。

なお、交通規制が行われている場合の遺体の搬送は、緊急通行車両により行うものとする。

(3) 被災市町村は、遺体保存に必要な資機材を確保できない場合、又は遺体搬送手段を確保できない場合には、県に協力を要請するものとする。(別記第7号様式)

(4) 県は、前記(3)の要請があった場合には、関係事業者、関係機関及び関係団体に応援及び協力を依頼するものとする。

8 引き取り者のいない焼骨の保管

広域火葬を実施した際における引き取り者のいない焼骨は、広域火葬を依頼した市町村が火葬場から引き取り、引き取り者が現れるまでの間、保管するものとする。

9 火葬状況の報告

(1) 広域火葬を実施した火葬場設置者は、広域火葬の実施状況を災害等による遺体とその他原因による遺体を区別して、県に日報として報告するものとする。(別記第8号様式の1)

(2) 県内で広域火葬が実施されている場合に、災害等による遺体の火葬を広域火葬によらず行った火葬場設置者は、火葬の実施状況を災害等による遺体とその他原因による遺体とに区別して、県に日報として報告するものとする。(別記第8号様式の2)

(3) 県は、火葬場設置者からの報告を取りまとめ、国に報告するものとする。

10 広域火葬の終了

(1) 被災市町村は、広域火葬を行う必要がなくなった場合には、県に連絡するものとする。

(2) 県は、被災市町村からの連絡及び火葬状況の報告から判断して支障がないと認める場合には広域火葬を終了し、市町村及び火葬場設置者等に周知するとともに国に報告するものとする。

第4 雑則

1 他の協定等との関係

この計画は、市町村又は火葬場設置者が他の市町村又は火葬場設置者と締結している災害等発生時の協定その他の計画に基づく火葬の応援及び協力の実施を妨げるものではない。

附則

この計画は、平成29年4月1日から適用する。